

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 宮崎学園
②設置大学名称	宮崎国際大学
③担当部署	総務部
④問合せ先	0985-85-5931
⑤点検結果の確定日	令和 7（2025）年 9 月 30 日
⑥点検結果の公表日	令和 7（2025）年 10 月 2 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.miu.ac.jp/about/disclosure/governance_code/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	大学ホームページ、学生便覧、大学案内パンフレット等に明示しています。 （掲載先 URL） https://www.miu.ac.jp/about/policy/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	(1) 「卒業認定・学位授与の方針の実質化」 すべての授業科目のシラバスにディプロマ・ポリシーとの関連を明記し、学生が学修目標を理解できるようにしています。 (2) 「教育課程編成・実施の方針の実質化」 ディプロマ・ポリシーの達成を支える体系的な教育課程を編成するため、各学部でカリキュラム・ポリシーを策定しています。 (3) 「入学者受入れの方針の実質化」 教育目的に基づいたアドミッション・ポリシーを策定し、オープンキャンパスなどの機会を活用し、高校生や保護者にアドミッション・ポリシーが求める資質や能力を理解していただけるよう努めています。 アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試制度を整備しています。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学長のリーダーシップの下で大学運営が行われています。 教学マネジメントの構築にあたっては、「学修成果の評価」「学修方法の充実」「組織的 FD 活動」の 3 項目を重点領域と位置付けています。 教学面の組織体制については、副学部長を任命するなどして、管理部門・教学部門の業務分担を明確化かつ効率化しました。教育研究評議会は、入試や卒業認定、学籍異動など重要事項を審議しています。また、部局長会議を通じて部局間の連携を強化し、法人本部とも定期的に情報共有を行っています。学部教授会や各種委員会も設置され、教員・職員が役割と責任を分担する仕組みを整えています。

	職員の配置については、IR センター、教務委員会、FD・SD 専門委員会などに専任教職員を配置しています。
実施項目 1-1 ④	説明
教職協働体制の確保	本学では、学生の学修や生活を支えるために、教員と職員が連携した支援体制を整えています。 アカデミック・サポート・センター（ASC）では、英語学習支援や TOEIC 対策講座を実施し、教職員が協力して学習を支えています。
実施項目 1-1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	計画的な FD/SD の実施を中核に、教職員の資質向上を継続的に推進しています。 教育内容・方法の改善に向けては、学部主催および全学的 FD（必要に応じ SD と合同）を実施し、研修内容を報告書として取りまとめて公開しています。 教職員の資質向上については、全学的 SD 研修会および FD・SD 合同研修会を毎年計画的に実施しています。全ての研修に全教職員が参加・視聴できる体制を整えています。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	建学の精神「礼節・勤労」、使命・目的、人材養成及び教育研究上の目的を踏まえ、中長期的な計画の策定をしています。令和 3（2021）年 3 月には「学校法人宮崎学園将来構想中長期計画 2021-2030」を策定し、全教職員からの意見聴取を実施したうえで、経営企画会議において内容の検討を行いました。 SDGs に関連した分野横断カリキュラムの構築を事業計画として盛り込み、令和 3（2021）年度から一部授業に SDGs の観点を導入しました。加えて、本計画に基づいて毎年度の事業計画を作成し、その進捗と成果を自己点検報告書にまとめ、年度末に大学ホームページで公開する体制を整えています。
実施項目 1-2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	中長期計画 2021-2030 の実効性を確保するため、3 年に 1 回の見直し、年度ごとに事業計画を策定し、年に

	4 回 PDCA によるチェックをし、進捗管理を行っています。 計画の進捗状況や達成度については、毎年度の自己点検評価により検証し、その後、外部点検評価を実施し課題を明確にし、その結果を自己点検報告書にまとめています。報告書は大学ホームページで公開しています。
--	--

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神「礼節・勤労」を教育理念とし、社会の進歩と国際社会に貢献できる人材の育成を使命としています。 国際教養学部では、リベラル・アーツ教育を基盤に、英語力とクリティカル・シンキング能力を養成し、国際的に活躍できる人材を育成しています。 教育学部では、小学校教諭、幼稚園教諭、保育士の養成を目的としています。学生は、卒業後は学校教育や地域社会に貢献しています。 さらに本学は、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」を導入しています。国際教養学部では、多くの授業を英語で行い、多文化共生の学びの環境を提供しており、学生の社会における国際的实践力の養成に務めています。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地方公共団体との連携では、西都市や日向市教育委員会、宮崎市との協定に加え、宮崎県や綾町とも包括連携協定を締結し、教育分野を中心とした協力事業を展開しています。 県内大学間の単位互換協定を通じて「高等教育コンソーシアム宮崎」を設立しています。宮崎大学や他大学との連携協定、さらに高等学校との包括協定を通じて、特別講座や英語集中研修プログラムを実施し、高大連携を推進しています。 地域産業界との連携では、宮崎太陽銀行や宮崎銀行と包括的連携協定を結び、実践的な教育と地域経済の活性化にも取り組んでいます。加えて、サテライト・オフィスを市中心部に開設し、地域住民を対象とした公開講座や学習支援活動を展開することで、学びの機会を広く社会に提供しています。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	ダイバーシティ＆インクルージョンの理念を踏まえ、教育環境の整備に努めています。その結果、現時点では、教職員を含め、海外 21 か国から 75 人の外国籍を持つ人々が本学キャンパスで日本人とともに多様性に富むコミュニティを形成しています。 (1) 学修支援体制の充実 多様な学生の学修ニーズに対応するため、入学前学習指導や新入生研修を実施しています。アドバイザー教員による履修指導、TOEIC 対策講座、国語・算数補習、英検対策講座、教科・教職自主ゼミなど、基礎学力から専門的能力までを幅広く支援する体制を整えています。アドバイザー・アシスタント制度を設け、上級生が新入生の学修支援や生活指導に協力する仕組みを構築しています。また、専任教員によるオフィス・アワーを着実に実施し、学生が相談しやすい体制を維持しています。 なお、留学生の支援については、グローバル教育センターが中心となり、入国時から日本での生活に円滑に適応し、自立できるよう継続的な支援を行っています。さらに、在学生から「留学生サポーター」を募集し、学生同士による日常生活や学修面でのサポート体制を整備しています。 (2) 障がい学生支援と相談体制 本学では、「障がいのある学生への配慮及び支援に関するガイドライン」を制定しています。入学前の学生には「相談申請書」を用意し、在学後は「合理的な配慮」を必要とする学生に対して「修学支援申請書」を整備しています。提出された申請内容に基づき、「障がい学生支援室」が教務部と連携し、学修全般にわたる適切な支援を行います。 (3) 学生意見の反映と学修環境改善 教育改善委員（学生）との定期的なミーティングや「学習・生活実態調査」を通じて、学生の意見を積極的に取り入れています。心身の健康面では、新入生を対象

	に UPI 調査を実施し、カウンセラーによる面談を行い、継続的なカウンセリング支援につなげています。 (4) 施設・設備における多様性への配慮 施設面では、バリアフリー環境を推進しています。さらに、少人数教育に適した教室配置や自学自習室の整備により、教育方法に適応した学修環境を確保しています。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	令和 7 年 6 月 17 日時点、理事 7 人中 4 人が女性であり、理事長も女性です。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第 7 条（理事の選任）に理事の人材確保方針及び選任過程について定め、理事会運営規程第 7 条（理事の選任及び解任）では、「理事選任機関である理事会は、理事の選任についてあらかじめ評議員会の意見を聞くとともに、評議員会の意見を尊重しなければならない」旨規定し、遵守しています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営については、寄附行為第 4 章第 3 節に（理事会の運営）を規定し、詳細について理事会運営規程を定め、理事会の役割、権限及び体制を明確にし、適切な理事会運営を行っています。 評議員会では、理事長及び業務執行理事の職務執行状況に加えて、理事会での決議事項等について報告しています。 評議員会との協働体制については、「理事会運営規程」の改廃については、評議員会の意見を聴いて理事会が行います。また、寄附行為第 48 条に「理事会と評議員会の協議」について定めています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	常勤の理事（業務執行理事）は、毎月 1 回、常勤理事会議を行い、情報提供と理事として必要な研修の機会としています。 非常勤の理事については、常勤理事会議の議事録要旨、「理事長だより」、「宮崎学園月報」を毎月郵送し、情報を提供しています。

	理事会にて、理事長及び業務執行理事の職務執行状況を報告しています。また、経営企画会議（年2回）への出席を求め、学園の現状や課題について共有しています。
--	--

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事については、寄附行為第 22 条（監事の選任）に選任基準、同第 26 条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続）に選任過程について規定し、遵守しています。 会計監査人については、私立学校法第 81 条（会計監査人の資格）をその選任基準とし、寄附行為第 49 条（会計監査人の選任）及び同第 52 条（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）に選任過程について規定し、遵守しています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	内部監査については、毎年度、内部監査委員会が実地調査を行います。 監事は、内部監査委員会から監査結果（改善事項等）について報告を受け、所属長ヒアリングによる監事監査を行います。 会計監査人は、監事と年 1 回の協議を行い、連携を図っています。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事には、常勤理事会議の議事録要旨、「理事長だより」、「宮崎学園月報」を毎月郵送し、情報を提供しています。 理事会、評議員会にて、理事長及び業務執行理事の職務執行状況を報告しています。 経営企画会議（年2回）への出席を求め、学園の現状や課題について共有しています。 文部科学省主催の監事研修会への出席、又は動画説明・資料提供を行い、研修の機会を設けています。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
-----------	----

評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員については、寄附行為第 31 条（評議員の選任）に、評議員の選任方法や属性・構成割合及び選任過程について規定し、遵守しています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為第 6 章第 3 節に、評議員会の運営について規定し、評議員会運営規程を定め、評議員会の職務及び体制を明確にし、適切な評議員会の運営を行っています。 評議員会では、理事長及び業務執行理事の職務執行状況に加えて、理事会での決議事項等について報告しています。 理事会との協働体制については、寄附行為第 36 条（評議員会の職務等）に、評議員会は「法人の業務、財産の状況、役員の業務執行状況について役員に対して意見を述べ、諮問に答え、報告を徴する」旨規定し、理事会との協働体制を確立しています。 評議員会運営規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて理事会が行います。また、寄附行為第 48 条（理事会と評議員会の協議）に、理事会と評議員会の決議が異なる場合の取扱いについて規定しています。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員には、「理事長だより」、「宮崎学園月報」を毎月郵送し、情報を提供しています。 評議員会にて、理事長及び業務執行理事の職務執行状況を報告しています。評議員として必要な情報等を評議員会にて提供・説明し、研修の場としています。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	(1) 危機管理マニュアルの整備について 学校保健安全法第 29 条の規定に基づき、危機発生時に教職員がとるべき措置や手順を定めた「危機管理マニュアル」を策定・整備しています。 本マニュアルは、学校保健安全法をはじめとする関連法令に基づく計画を包含しており、災害発生時の対応体制や避難誘導、感染症対策、情報セキュリティの

	確保など、大学運営において危機管理が求められる多様な分野を対象としています。 (2) 事業継続計画の策定・活用について 令和7年9月には、宮崎国際大学事業継続計画（BCP）を策定し、危機管理体制の充実を図りました。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	基本的枠組みとして、「宮崎国際大学コンプライアンス基本規則」を制定し、同規則に基づき、学長を総括責任者とするコンプライアンス推進体制を整備しています。 特定リスク領域に対応するため、コンプライアンス推進委員会を中心に、以下の防止・対策委員会を設置しています。 (1) ハラスメント等防止・対策委員会 (2) 研究不正・研究倫理等に関する対策委員会 (3) 就業規則違反等防止・対策委員会 (4) 個人情報保護違反等防止・対策委員会 学園の内部統制システム整備の基本方針に基づき、法令等遵守のための下記規程等を整備するとともに、内部監査に関する規程を整備し、主な事項の運用状況については、内部監査にて毎年度点検しています。 ①コンプライアンス推進規程 ②リスク管理規程 ③個人情報保護に関する規程 ④内部公益通報に関する規程 ⑤ハラスメント等の防止・対策に関する規程 ⑥情報セキュリティに関する規程

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	教育・研究・経営における透明性を高め、ステークホルダーとの信頼関係を強化することを目的として「情報公開推進のための方針」を策定しました。当該方針は、公開の対象範囲、基本原則、運用方法、体制等を明確にし、適時適切な情報公開を継続的に推進することを定めています。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	公式ウェブサイト「情報公開」セクションを設置し、ガバナンスコード、学校教育法施行規則関連、教員免許法関連、教学マネジメント情報、財務情報・行動計

	画、修学支援制度関連資料、認証・外部評価、研究倫理など、幅広い分野を体系的に整理・公開しています。 次に、学生数や収容定員、学部別学生数、留学生数、教員一人あたりの学生数、退学率といった基本指標を明示し、透明性を確保しています さらに、IR センターを拠点とした戦略的情報提供を行っています。 経営に係る情報については、決算の概要等について学校会計の用語や財務の見方等について解説し、グラフ等を用いて説明しています。
--	--

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明